

平成 30 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	平成 30 年度市政執行の基本方針等について	P 1
2	さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	P 12
3	さくら市桜が咲き誇る ^ま ちづくり基金条例の制定について	P 13
4	さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	P 13
5	さくら市魅力情報発信施設条例の制定について	P 13
6	さくら市個人情報保護条例の一部改正について	P 14
7	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 14
8	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 15
9	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 15
10	さくら市職員の給与に関する条例の一部改正について	P 15
11	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 16
12	さくら市有施設整備基金条例の一部改正について	P 16
13	さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について	P 17
14	さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	P 17
15	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	P 17
16	さくら市介護保険条例の一部改正について	P 18
17	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 18
18	さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	P 19

番号	項 目 名	ページ
19	さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	P 19
20	さくら市都市公園条例の一部改正について	P 20
21	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 20
22	平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	P 21
23	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	P 22
24	平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 23
25	平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 23
26	平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 23
27	平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	P 24
28	平成 29 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 25
29	平成 29 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	P 25
30	平成 30 年度さくら市一般会計予算	P 26
31	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 29
32	平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計予算	P 30
33	平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計予算	P 31
34	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 31
35	平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 32
36	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計予算	P 32
37	平成 30 年度さくら市水道事業会計予算	P 33

番号	項 目 名	ページ
38	市道路線の認定について	P 34
39	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 34
40	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 35
41	人権擁護委員候補者の推薦について	P 35
42	議案説明資料 参照法令等	P 37
43	さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例案要綱	P 39
44	さくら市桜が咲き誇る小都市 ^ま ^ち づくり基金条例案要綱	P 43
45	さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案要綱	P 45
46	さくら市魅力情報発信施設条例案要綱	P 55
47	さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 59
48	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 62
49	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 64
50	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 65
51	さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 67
52	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 78
53	さくら市有施設整備基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 80
54	さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 81
55	さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 82
56	さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 84
57	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 85

番号	項 目 名	ページ
58	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 87
59	さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P113
60	さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P119
61	さくら市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P121
62	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P122
63	さくら市市道認定調書	P124

平成 30 年第 1 回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、市政運営に対する所信を申し述べますとともに、平成 30 年度予算案、平成 29 年度補正予算案並びにその他の議案につきましてご説明申し上げます。

平成 30 年は、平成という時代の締めくくりの年であり、明治維新から 150 年という節目にもあたります。これまでの 150 年を、大都市中心、多種大量の物品による豊かさの時代、自然への挑戦の時代と表現するならば、これからの時代は、小都市を核とした、生活の質を高める^{こころ}精神の豊かさの時代、自然との共生の時代であると考えます。

このような認識に立って私は、さくら市の将来像を健康（身体・心の充実）・里山（身近な自然を大切にする）・桜（日本の良いもの、文化・芸術）の^ま^ち小都市と表現し、まちづくりの理念として「さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり」とお示しましたが、それは僅か半年あまり前であります。

東西四里南北四里、125.6 km²に約 4.5 万人が暮らす適正規模の小都市としてこのさくら市を更に充実・発展させるため、この理念に立って、粉骨砕身、取り組ませていただく所存であります。

私は「第2次さくら市総合計画」に基づく各政策の展開と「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された成果指標の達成を念頭に、市民生活にもたらす成果を最重要視した実行主義を徹底し、市民によりわかりやすく、市役所が市民の役に立つ所としてその役割を再認識しながら、次代を見据えて大きな目標に向かって邁進するために、「さくら市進化プラン」を掲げました。そしてその施策については、すぐに取り組めるものは実行するとともに、これから進めるべきものについて行動計画（ロードマップ）の策定に取り組んでまいりました。

平成30年度当初予算案は、私が市長に就任後、初めての予算編成であり、「さくら市進化プラン」の始動を意味するものであります。

まず、本市の財政環境をめぐる状況について申し上げます。市税の伸びは堅調に推移しているものの、これまで活用できた合併特例債が99.7%執行済みでほぼ終了した状況であることに加え、地方交付税においては、合併による算定替特例期間が終了することから、財源不足が避けられない状況となっています。

また、これまで多額の負担が想定されてきた塩谷広域行政組合の次期環境施設整備の建設費については、震災特別交付税措

置の適用により、直接負担が大幅に軽減される見込みであることは大きな励みであります。

しかし、まずはこの厳寒の如き財政状況からも、何とか進化発展の芽を吹かせ、大きく育てる努力を積み重ねていかねばなりません。

そこで本年の施政方針の大項目 1 として、「財政状況の変化に即応した事業の執行」を掲げることに致しました。

まず、「自立した行財政」実現のため、事務事業においては質実主義を徹底して、諸計画の策定において安易な外部への業務委託は極力行わずに職員自らが取り組む方針と致しました。汗をかいて取り組む職員を激励いただければその資質向上にもつながると期待しています。

また、公共施設整備等の大型事業につきましては、単年度における同時実施が困難となるため、優先順位を見極めた上で明確化し、市民負担の極小化と市民生活の場における成果の最大化を目指して執行時期を峻別する必要があります。特に学校教育施設やスポーツ施設の整備が数多く予定されているのが現状ですが、本年は児童生徒本位の観点から最も緊急性が高い事業として、施設の劣化から児童生徒への直接の影響が懸念される

学校校舎の長寿命化を優先する方針と致しました。今後、全ての公共施設について、「公共施設等総合管理計画」に基づき、庁内総力を挙げて、ファシリティマネジメント戦略会議を立ち上げ、公共施設の長寿命化や総量抑制等の取組みを推進し、財政の健全化を図りながら、適正な整備及び維持管理に努めてまいります。

本年の施政方針の大項目 2 は、さくら市進化プランの着実な始動であります。「第 2 次さくら市総合計画」に基づく各政策の展開と「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された成果指標の達成を念頭に、さくら市進化プランの諸施策について、行動計画（ロードマップ）に基づいた様々な取組が少しずつでも、着実に開始されるよう努めてまいります。

次に、主な取り組みについて申し上げます。

「暮らしを支える強固な経済基盤」について申し上げます。

まず、本市の基幹産業である農業の売上を伸ばすために「農産物売上 1.2 倍推進協議会」での検討を進めるとともに、園芸作物栽培拡大のための支援や、経営面積の拡大や生産コストの低減に資する取組みへの支援を行ってまいります。さらには、

農業生産基盤強化への支援として、「市の堀用水改修事業」への支援や「農道版道普請制度」に取り組んでまいります。

また、商店での売り上げ増を目指して、1店1品、個性が輝く商店づくり等、商工振興の取組に着手してまいります。

新たな品目が加わったさくらブランドについては、新たな推進を図ってまいります。

そして本年からは、地域経済活性化やさくら市の魅力倍増、交流人口倍増のためにも、「情報発信力の飛躍的強化」に取り組んでまいります。本年は氏家駅前交流拠点施設が完成すると共に、県を挙げて取り組むJRのDC（デスティネーションキャンペーン）の年であり、次年度までキャンペーンが行われることとなります。この好機を捉えて、さくら市の魅力を広く発信すべく、様々な取組を実施したいと考えております。そのためには、農・商・工が連携してのPR、いわゆる「シティプロモーション」が重要であることから、その取組みの一つとして、大手旅行会社（JTB）の職員を本市の任期付職員として採用し、同社が持つ高度且つ専門的な知見を生かし、庁内にプロジェクトチームを編成し、さくら市の魅力や中味（コンテンツ）を明確

化して戦略的且つ効果的なシティプロモーションを展開してまいります。

もちろん、情報発信を図る上で重要な拠点となる道の駅きつれがわや氏家駅前交流拠点施設での魅力向上にも努めてまいります。

次に、雇用の確保については、企業振興協議会による雇用の確保支援など市内の農商工業者への支援を行うとともに、企業誘致アドバイザーの協力を得ながら企業動向を的確に把握し、企業の事業拡大支援を行ってまいります。

さらに、昨年久しぶりに実現した企業誘致について本年は私自身も積極的なセールスに努めるなど、注力してまいります。

次に「文化薫る心豊かな人材の育成」について申し上げます。

「気力・体力・学力No.1 教育の進化」を遂げるべく、さくら市の子どもたちの教育環境をさらに充実させるため、ALTの増員による外国語教育推進事業、ICT教育に関わる事業を拡充し、新たに臨床心理士を配置、さらには、課外「さくらスクール」の開設など、「全国学力学習状況調査結果を県内トップクラス」に引き上げるための施策を本格的に始動いたします。

スポーツ教育施設の充実については、「プール最適化のために調査分析」等を行い、様々な施設のありかたの検討を進めてまいります。

そして、さくら市での暮らしを楽しんでいただくためにも、文化芸術振興の取組を更に推進してまいります。将来像「健康・里山・桜の小都市^ま^ち」にいう「桜」は、文化・芸術の振興をも意味します。核となるさくら市ミュージアムで開催される「春の院展」では、多くの児童生徒が極めて質の高い芸術作品に直接出会う機会を創出致します。「魔法の美術館」も開催されます。

また、市内文化遺産を顕彰する事業をはじめ、歴史小説家によるさくら市の歴史小説の連載化等、様々な活動に着手してまいります。

さらに、芸術文化に彩られたアートなまちづくりを目指して様々な市民活動を支援し、お祭り等地域イベントの発信にも努めてまいります。

次に、「福祉の充実と安心の社会保障」についてであります。

さくら市の将来像として、「健康・里山・桜の小都市^ま^ち」を掲げましたが、第一番目はやはり「健康」であります。

まずは、29年度に策定した「健康 21 さくらプラン(第 2 期)」、
「さくら市第 5 期障がい福祉計画、第 1 期障がい児福祉計画」
に基づく各施策に取り組んでまいります。

具体的な取り組みの一例としまして、新たに、「産前・産後の
サポート、産後ケア」の支援として、利用者が利用しやすいよ
うな支援内容を充実いたします。また、認知症による徘徊者支
援の制度を新たに創設いたします。

さくら市版「地域包括ケアシステム」の確立を目指して、庁
内外での研修を行うほか、医療機関・福祉施設等との連携を強
めながら、検討を深めてまいります。また、子育て世代包括支
援センターの機能を更に充実してまいります。

次に、「機能的で住みやすい安全な都市機能」についてであり
ます。

移動手段については、昨年氏家地区の乗合タクシーの全域化
を行ったところですが、引き続き、新たな移動手段の導入や仕
組みづくりのために調査を進めてまいります。

道路整備につきましては、29年度と 30年度の 2 ヶ年で、「さ
くら市道路整備基本計画」を策定いたします。

市民の皆様から要望のある身近な生活道路の整備や維持管理について、限られた予算の中、優先度を考慮しながら取り組んでまいります。

また、氏家駅周辺の魅力倍増、喜連川中心街の魅力倍増等など、これからのまちづくりについて、それぞれ魅力向上委員会等を通じて検討を深め、さくら市の暮らしの魅力を高めてまいりたいと考えております。喜連川地区ではお丸山の展望台、老人福祉センターの劣化調査を行います。氏家駅周辺では、駅前交流拠点施設の開設に伴い、改札口から新施設に向かって人々を導く導線等の空間デザイン、さらには壺番館、参番館を經由して街中へと導く工夫を凝らしたいと考えております。また、東西連絡通路の修繕等に取り組みながら、駅西口の将来の姿について検討を深めたいと考えております。

さらに、「さくら市の桜会議」を立ち上げると共に、個人や企業団体等からの寄付の受容れることができる基金を設け、あらゆる桜がより見事に開花する光景を現実のものとする取組を開始してまいります。

防災対策につきましては、熊本地震において改めて重要性が再認識されている自主防災組織について、その設立の推進や運

営支援を行うとともに、特に、本市のハザードマップで「危険箇所」として指定されている地域を持つ行政区については、速やかに自主防災を組織できるよう支援をまいります。

水道事業につきましては、氏家北東部地区及び氏家南東部地区などの未普及地域の解消に向けて、配水管布設工事等に計画的に取り組んでまいります。

また、下水道につきましては、引き続き氏家水処理センターの長寿命化及び増設事業に取り組んでまいります。

次に「市民協働」について申し上げます。

本市の市民活動やボランティア活動、NPOの活動がこれまで以上に活発に行われ、協働のまちづくりが進められるために「市民活動助成金」や「ボランティアポイント」などの制度を継続してまいります。加えて、「市民活動支援センターの開設」に向けた動きを進めてまいります。

また、さくら市での暮らしをめぐる環境を少しでも改善していくことが求められておりますので、地域の皆様の声をお聞きして施策に反映させるため、市内行政区や自治会単位等での「さくら市での暮らし懇談会」をスタートしてまいります。

最後に、「次代に引き継ぐ豊かな自然と環境」について申し上げます。

将来像「健康・里山・桜の小都市^ま^ち」の「里山」は、身近な自然を大切にして自然と共生するさくら市を意味します。

身近な自然を慈しみ、市民の力で守り育てながら、課外さくらスクールのフィールドとして、あるいは健康散策の場として親しむ取組を進めます。中世から残る歴史街道について、その周辺環境整備の可能性について調査を行います。また、親しめる里山のために、針葉樹林の樹種転換事業等の箇所選定について検討を始めます。

再生可能エネルギーについては、地球温暖化の防止に資するため、直近に策定した「第2次さくら市環境基本計画」に基づいて、引き続き住宅用太陽光発電設備設置に対する助成措置を講ずる他、県や近隣市町と協力してバイオマスの有効活用によるバイオマス産業都市構想について研究してまいります。

以上、本年の市政推進にあたり、二つの大項目と各施策における方針について申し上げます。不断の努力を積み重ね、多

くの市民の皆様と共に、さくら市の魅力を高めながら、さくら市の進化を図ってまいりたいと考えております。

そのために、各政策施策において、成果重視の実行主義・質実主義・市民第一主義・進取主義を念頭に全力で取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様、議員各位には、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 20 件、予算 16 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市桜が咲き誇る小都市^ま^ちづくり基金条例の制定についてであります。

本案は、厳しさを増す財政状況にあつて、今後も継続的に市名にふさわしく桜に彩られた景観の創出と市民が桜を誇れるまちづくりの施策に要する経費の財源を確保するための基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第 3 号は、さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第 4 号は、さくら市魅力情報発信施設条例の制定についてであります。

本案は、市の魅力ある情報を市内外に発信することにより、移住・定住人口、観光誘客数等の増加を図るとともに、市の産

業振興及び地域活性化に資することを目的とし、氏家駅東口に魅力情報発信施設を設置することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第5号は、さくら市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱い等について定義するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴う国民健康保険運営協議会の名称変更と新たに設置される臨床心理士の報酬及び費用弁償の額の設定並びに常任少年指導員及び社会教育指導員の報酬の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、平成 30 年度の県への納付金及び標準保険料率を参考とし検討した結果、保険税の資産割額を削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市有施設整備基金条例の一部改正についてであります。

本案は、道路、上下水道及び公園等のインフラ系公共施設について、公共施設等総合管理計画に基づく大規模改修及び更新費用を確保するため、市有施設整備基金条例の一部を改正し、当該基金の活用範囲を拡大することができるように、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険制度改正に伴い、保険給付費の支払について、都道府県から交付される保険給付費等交付金によって賄われることとなることから、基金の処分理由を改正するものであります。

議案第 13 号は、さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、平成 30 年 4 月 1 日より住所地特例者の規定について変更になることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号は、さくら市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険法の改正に伴い、「国民健康保険運営協議会」の名称を「さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正するものであります。

議案第 15 号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

現在の介護保険条例に基づく保険料率については、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の期限において定めております。

本案は、今後、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号は、さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定地域密着型介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と施設を共用して実施する共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員数の基準を新たに設けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号は、さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準の一部改正に伴い、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と施設を共用して実施する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員数の基準を新たに設けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 18 号は、さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者が連携に努める機関に指定特定相談支援事業者を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号は、さくら市都市公園条例の一部改正についてであります。

本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設率の基準について、従来の基準を参酌した上で、地域の実情に応じて、地方公共団体自らが定めることができることとなったため、所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部改正に伴う引用条項の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 4,211 万 7 千円を追加し、予算の総額を 175 億 1,791 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものは、10 款地方交付税で、震災復興特別交付税 1 億 1,650 万 7 千円、14 款国庫支出金で、地方創生拠点整備交付金 6,969 万 8 千円を追加、18 款繰入金で、財政調整基金繰入金 4 億 2,495 万 9 千円、減債基金繰入金 5 億円を減額、19 款繰越金で、前年度繰越金 10 億 3,218 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、瀧澤家住宅拠点整備事業費 1 億 3,939 万 6 千円、4 款衛生費で、次期環境施設建設費負担金 1 億 1,650 万 7 千円を追加、8 款土木費で、都市公園管理事業費 2,600 万円、10 款教育費で喜連川高校跡地管理及び整備事業費 1,800 万円、12 款公債費で、市債償還利子 6,000 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、シティプロモーション事業費ほか 10 件を追加するものであります。

第 3 表地方債の補正は、瀧澤家住宅拠点整備事業債を追加、

水道事業出資債ほか 3 件の限度額を変更するものであります。

議案第 22 号は、平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 1 億 3,904 万 2 千円を減額し、予算の総額を 4 億 5,631 万円とするものであります。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、保留地処分収入 1 億 361 万 9 千円、6 款市債で、上阿久津台地土地区画整理事業債 9,990 万円を減額、歳出では、1 款土地区画整理事業費で、上阿久津台地土地区画整理事業費 1 億 3,922 万 5 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、上阿久津台地土地区画整理事業において、関係者との調整に不測の日数を要したことによるものであります。

第 3 表地方債の補正は、上阿久津台地土地区画整理事業債の限度額を変更するものであります。

議案第 23 号は、平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 344 万 6 千円を減額し、予算の総額を 12 億 3,947 万 2 千円とするものであります。

歳入の主なものは、4 款繰入金で、一般会計繰入金 8,355 万 9 千円を減額、5 款繰越金で、前年度繰越金 7,221 万 2 千円を追加、歳出の主なものは、3 款公債費で、市債償還利子 389 万 6 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

議案第 24 号は、平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、歳入で、3 款繰入金で一般会計繰入金 292 万 5 千円を減額、4 款繰越金で前年度繰越金 292 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 25 号は、平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 9,558 万 6 千円を追加し、予算の総額を 54 億 4,379 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものは、12 款繰越金で、前年度繰越金 4 億 429 万 9 千円を追加、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 2 億 2,233 万円、8 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 1 億 2,266 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 26 号は、平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3,153 万 5 千円を追加し、予算の総額を 4 億 324 万円とするものであります。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、特別徴収保険料 2,129 万 9 千円、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、負担金 2,677 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 27 号は、平成 29 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 7,517 万 1 千円を追加し、予算の総額を 30 億 2,668 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものは、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 715 万 1 千円、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、居宅介護サービス給付費 1 億 4,795 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 28 号は、平成 29 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の予定額について、収入予定額の第 2 項営業外収益として 911 万 5 千円を減額し、支出予定額の第 1 項営業費用として 36 万 1 千円及び第 2 項営業外費用 1,500 万円を増額するものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の予定額について、支出予定額の第 1 項建設改良費を 15 万円と第 2 項企業債償還金 2,607 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 29 号は、平成 30 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました平成 30 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 174 億円に対しまして、8.2%増の 188 億 3 千万円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、過去の収納実績等を考慮し、市税全体として前年度比 1 億 784 万 4 千円増の 65 億 569 万円を計上いたしました。

2 款地方譲与税、及び 3 款から 9 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、11 億 1,000 万円を計上いたしました。

10 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づく試算に加え、塩谷広域行政組合の次期環境施設建設費に係る震災復興特別交付税を見込んでいることから、対前年度比 16 億 6,009 万 1 千円増の 39 億 9,709 万 1 千円を計上いたしました。

14 款国庫支出金は、21 億 552 万 2 千円で、主なものは、障害者自立支援給付費、生活保護費など福祉費負担金、社会資本整備総合交付金など土木費補助金であります。

15 款県支出金は、11 億 8,409 万 1 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費県負担金など児童福祉費負担金、多面的機能支払交付金など農業費補助金であります。

16 款財産収入は、1 億 6,586 万 4 千円で、主なものは、市有地売却収入であります。

18 款繰入金は、10 億 4,509 万 8 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

19 款繰越金では、4 億円を、20 款諸収入では、7 億 5,514 万 4 千円を計上いたしました。

21 款市債は、10 億 8,530 万円で、主なものは、臨時財政対策債、市道整備事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、1 億 8,336 万 1 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、18 億 4,230 万 3 千円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などあります。

3 款民生費は、58 億 7,200 万 7 千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、保育園費、児童手当

支給事業費、生活保護者扶助事業費などであります。

4 款衛生費は、30 億 4,716 万 2 千円で、その主なものは、各種がん検診事業費、氏家上水道第二次拡張出資事業費、任意予防接種事業費、塩谷広域行政組合の環境施設建設費を含む清掃費各種負担金、ごみ収集事業費などであります。

5 款労働費は、90 万円で、勤労者住宅資金融資事業費であります。

6 款農林水産業費は、6 億 5,620 万 2 千円で、その主なものは、強い農業づくり交付金事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などあります。

7 款商工費は、9 億 6,233 万 4 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、駅前交流拠点施設維持管理事業費、温泉施設維持管理事業費などあります。

8 款土木費は、16 億 300 万 1 千円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、市道 U1-10 号道路改良事業費、公共下水道事業特別会計や上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金、鬼怒川河川公園管理事業費などあります。

9 款消防費は、7 億 7,954 万 4 千円で、消防団運営事業費、消

防施設整備事業費、塩谷広域行政組合消防費負担金などであり
ます。

10 款教育費は、20 億 6,566 万 8 千円で、その主なものは、非常勤講師活用事業費、中学校施設長寿命化改良事業費、課外「さくらスクール」事業費などがあります。

11 款災害復旧費では、300 万円を、12 款公債費では、17 億 9,451 万 8 千円を、13 款予備費では、2,000 万円をそれぞれ計上いたしました。

つぎに、第 2 表債務負担行為は、例規データ作成更新業務委託ほか 5 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、臨時財政対策債ほか 11 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、平成 30 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 30 号は、平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算であります。

平成 30 年度予算の総額は、4 億 4,188 万 3 千円と決めました。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、2 億 1,450 万円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 6,759 万 3 千円、6 款市債で、1 億 1,970 万円を、歳出では、1 款土地区画整理事業費で、2 億 6,512 万円をそれぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債は、上阿久津台地土地区画整理事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第 31 号は、平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計予算であります。

平成 30 年度予算の総額は、15 億 118 万 7 千円と決めました。

歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料で、2 億 8,103 万 3 千円、3 款国庫支出金で、2 億 9,665 万円、4 款繰入金で、一般会計からの繰入金 5 億 5,268 万 1 千円、6 款市債で、3 億 500 万円を、歳出では、1 款下水道管理費で、4 億 65 万 8 千円、2 款下水道建設費で、6 億 3,844 万 4 千円、3 款公債費で、4 億 6,178 万 5 千円をそれぞれ計上いたしました。

つぎに、第 2 表債務負担行為は、水処理センター長寿命化工事（機械）ほか 3 件の債務の期間、限度額を定めるものであり

ます。

第 3 表地方債は、公共下水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第 32 号は、平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計予算であります。

平成 30 年度予算の総額は、5,231 万円と決めました。

歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料で、1,234 万 7 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 3,888 万 2 千円を、歳出では、1 款農業集落排水管理費で、2,356 万 2 千円、3 款公債費で、2,747 万 5 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 33 号は、平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

平成 30 年度予算の総額は、42 億 946 万 8 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、9 億 5,714 万 7 千円、6 款県支出金で、29 億 8,556 万 9 千円、11 款繰入金で、

2億5,948万6千円を、歳出では、2款保険給付費で、29億3,817万4千円、3款国民健康保険事業費納付金で、11億7,278万6千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第34号は、平成30年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成30年度予算の総額は、4億1,909万2千円と決めました。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料で、3億760万9千円、3款繰入金で、一般会計からの繰入金1億267万5千円を、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、4億92万9千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第35号は、平成30年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

平成30年度予算の総額は、30億9,258万3千円と決めました。

歳入の主なものは、1款保険料で、7億3,989万3千円、3款

国庫支出金で、6億9,316万7千円、4款支払基金交付金で、7億8,025万8千円、8款繰入金で、一般会計からの繰入金など4億6,531万6千円を、歳出では、2款保険給付費で、28億2,880万2千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、平成30年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第36号は、平成30年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第2条に定める業務を執行するため、予算第3条に定める収益的収入及び支出について、収入第1款水道事業収益予定額を8億5,000万5千円、支出第1款水道事業費用予定額を8億306万7千円と決めました。

また、予算第4条に定める資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入予定額を4億3,869万3千円、支出第1款資本的支出予定額を10億9,100万円と決めました。

予算第5条債務負担行為は、上下水道料金徴収等業務の債務

の期間、限度額を定めるものであります。

予算第 6 条企業債は、上水道拡張事業工事費及び未普及地域解消事業工事費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、平成 30 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 37 号は、市道路線の認定についてであります。

一般県道花岡・狭間田線の事業完了に伴い、栃木県知事と取り交わした、事業実施に伴って生ずる旧道区間の引継ぎに関する覚書に基づき、市道に認定するため、この案を提出するものであります。

議案第 38 号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の鈴木^{すずき}いづみ氏が平成 30 年 5 月 23 日をもって任期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会

委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

報告第1号及び報告第2号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分したので、同法の規定により報告するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、現委員の^{こぼりよしあき}小堀義明氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

◎ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第 4 条 略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 ～4 略

- 5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成17年4月8日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。	平成17年第1回さくら市議会臨時会	議員案第5号	平成17年4月8日

さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例案要綱

第1 条例案の趣旨（第1条関係）

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 条例案の内容

1 職員の任期を定めた採用における区分

(1) 高度な専門的知識等を必要とする業務に従事する任期付職員

ア 特定任期付職員の採用要件（第2条第1項関係）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験等を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

イ 一般任期付職員の採用要件（第2条第2項関係）

専門的な知識経験を有する者をその専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、以下のいずれかに該当するときであって、公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

① 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合

② 急速に進歩する技術に関する専門的な知識経験を必要とする場合

③ 専門的な知識経験を持つ職員を他の業務に従事させる必要がある場合にその職員の代替を必要とする場合

④ 公務外における実務経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とする場合

(2) 時限的な業務に従事する任期付職員の採用要件（第3条関係）

職員を以下のいずれかの業務に従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

- イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- ウ 上記の業務に職員に従事させる必要がある場合にその職員の代替を必要とする業務

(3) 時限的な業務に従事する任期付短時間勤務職員の採用要件(第4条関係)

短時間勤務職員を以下のいずれかの業務に従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- ア 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- ウ 住民に対するサービスの提供時間を延長し、繁忙期における充実した提供体制を維持する必要がある業務
- エ 介護休暇、部分休業等を取得する職員の代替を必要とする業務

2 職員の任期を定めた採用の公正の確保(第5条関係)

選考により任期を定めて職員を採用する場合には、必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

3 任期の特例(第6条関係)

第3条及び第4条の規定により採用される職員の任期は3年であるが、以下のいずれかに該当する場合には5年を超えない範囲で定めることができる。

- (1) 3年を超えることが明らかな業務に従事する場合
- (2) 業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合

4 任期の更新(第7条関係)

任期を定めて採用された職員の任期が、第2条各項の規定により採用された場合は5年、第3条又は第4条の規定により採用された場合は3年(第6条の規定による特例の場合には5年)に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日からそれぞれ定められた上限の年数を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

5 給与に関する特例

(1) 特定任期付職員の給与に関する特例（第 8 条関係）

ア 特定任期付職員には、特定任期付職員給料表（別表第 1）を適用する。

イ 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて市規則で定める基準に従い決定する。

ウ 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により、特定任期付職員給料表（別表第 1）に掲げる号給により難いときは、市長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

エ 任命権者は、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員には、その給料月額に相当する額を業績手当として支給することができる。

オ アからエについては、予算の範囲内で行わなければならない。

(2) 任期付職員（短時間勤務職員を含む）の給与に関する特例（第 9 条関係）

ア 任期付職員には、任期付職員給料表（別表第 2）を適用する。

イ 任期付職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき任期付職員給料表に定める職務の級に応じて任期付職員級別職務分類表（別表第 3）に従い決定する。

ウ 任期付短時間勤務職員の給料月額は、任期付職員給料表に掲げる給料月額に、休暇等条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

6 給与条例の適用除外等

(1) 特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等（第 10 条関係）

ア 特定任期付職員には、給与条例第 3 条から第 4 条まで、第 7 条から第 9 条まで、第 9 条の 2 及び第 17 条の 4 の規定は適用しない。

イ 特定任期付職員には、給与条例第 16 条の 3 の規定を適用する。また、期末手当の支給率は、6 月及び 12 月において 100 分の 165 とする。

(2) 任期付職員（短時間勤務職員を含む）に対する給与条例の適用除外等（第 11 条関係）

ア 任期付職員には、給与条例第 3 条から第 4 条までの規定は適用しない。

イ 任期付短時間勤務職員には、給与条例第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2 及び第 10 条の 2 の規定は適用しない。

ウ 任期付短時間勤務職員には、給与条例第 10 条第 2 項第 2 号及び第 13 条第 2 項の規定における「再任用短時間職員」を「任期付短時間勤務職員」と読み替えて適用する。

7 規則への委任（第 12 条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 施行期日

公布の日から施行する。

さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金条例案要綱

第1 条例案の趣旨（第1条関係）

この条例は、市名にふさわしい、桜に彩られた景観の創出等、市民が桜を誇ることができるまちづくりの施策に要する経費の財源に充てるため、さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金（以下「基金」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものである。

第2 条例案の内容

1 積立て（第2条関係）

- (1) 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定めることを定める。
- (2) 桜が咲き誇る小都市づくりに係る事業への充当を指定する寄附金を積み立てる対象として定める。

2 管理（第3条関係）

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを定める。
- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを定める。

3 運用益金の処理（第4条関係）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することを定める。

4 繰替運用（第5条関係）

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを定める。

5 処分（第6条関係）

基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができることを定める。

- (1) 桜が咲き誇る小都市づくりに係る事業の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

6 目的外の取崩し（第7条関係）

市長は、基金に属する現金を預貯金等として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関に対する債務と当該預貯金等に係る債

権を相殺するため、基金を取り崩すことができることを定める。

7 委任（第 8 条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることを定める。

8 施行期日（附則関係）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することを定める。

さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案要綱

第 1 総則（第 1 条—第 4 条）

1 趣旨（第 1 条関係）

この条例は、介護保険法に規定される指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めることを定める。

2 定義（第 2 条関係）

この条例における用語の意義は、介護保険法の例によることを定める。

3 基本方針（第 3 条関係）

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮することなどを定める。

4 法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者（第 4 条関係）

介護保険法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とすることを定める。

第 2 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

1 従業員の員数（第 5 条関係）

指定居宅介護支援事業所に 1 人以上の介護支援専門員を置かなければならないことを定める。

2 管理者（第 6 条関係）

指定居宅介護支援事業所に常勤の管理者を置かなければならないことなどを定める。

第 3 運営に関する基準（第 7 条—第 32 条）

1 内容及び手続の説明及び同意（第 7 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ることなどを定める。

2 サービス提供拒否の禁止（第 8 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないことを定める。

3 サービス提供困難時の対応（第 9 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援を提供することが困難な場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないことを定める。

4 受給資格等の確認（第 10 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、被保険者資格及び要介護認定の有無等確かめなければならないことを定める。

5 要介護認定の申請に係る協力（第 11 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならないことなどを定める。

6 身分を証する書類の携行（第 12 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時等に提示するよう指導しなければならないことを定める。

7 利用料等の受領（第 13 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないことなどを定める。

8 保険給付の請求のための証明書の交付（第 14 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならないことを定める。

9 指定居宅介護支援の基本取扱方針（第 15 条関係）

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならないことなどを定める。

10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（第 16 条関係）

指定居宅介護支援の方針は、基本方針（第 3 条）に規定する基本方針及び第 15 条で規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとすることを定める。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供の方法等について、理解しやすいように説明すること。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、当該利用者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービス

の種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を当該利用者及び当該担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木県条例第14号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第25条第1項の訪問介護計画をいう。)その他の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス等事業者から利用者に係

る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、当該利用者及びその家族、指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。

ア 利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の規定による居宅サービス計画の変更について準用すること。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設、病院、診療所等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーショ

- ン等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、当該短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合は、その理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、当該利用者によるその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請が

できることを含む。)を説明し、当該利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

- (28) 介護支援専門員は、利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めなければならないこと。

11 法定代理受領サービスに係る報告（第 17 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、毎月、市に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならないなどを定める。

12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付（第 18 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないことを定める。

13 利用者に関する市への通知（第 19 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態を悪化させたと認められるときなどに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならないことを定める。

14 管理者の責務（第 20 条関係）

指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一

元的に行わなければならないことなどを定める。

15 運営規程（第 21 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないことを定める。

16 勤務体制の確保等（第 22 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならないことなどを定める。

17 設備及び備品等（第 23 条関係）

指定居宅介護支援事業所に、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないことを定める。

18 健康管理（第 24 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならないことを定める。

19 掲示（第 25 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないことを定める。

20 秘密保持等（第 26 条関係）

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないことなどを定める。

21 広告（第 27 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならないことを定める。

22 指定居宅サービス等事業者からの利益收受の禁止等（第 28 条関係）

指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事

業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないことなどを定める。

23 苦情処理（第 29 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないことなどを定める。

24 事故発生時の対応（第 30 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことなどを定める。

25 会計の区分（第 31 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを定める。

26 記録の整備（第 32 条関係）

指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないことを定める。

第 4 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条）

1 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 33 条関係）

第 3 条、第 2 章及び前章（第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用することなどを定める。

第 5 雑則（第 34 条）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを定める。

第 6 施行期日（附則）

1 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行の日（平成 30 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 16 条第 20 号の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、

介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項の管理者とすることができる。

さくら市魅力情報発信施設条例案要綱

第 1 条例案の趣旨（第 1 条関係）

この条例は、市の魅力ある情報を市内外に発信することにより、移住・定住人口、観光誘客数等の増加を図るとともに、市の産業振興及び地域活性化に資するため、さくら市魅力情報発信施設（以下「魅力発信施設」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものである。

第 2 条例案の内容

1 名称及び位置（第 2 条関係）

魅力発信施設の名称及び位置を定める。

名称	位置
さくら市駅前展示館	さくら市氏家 2337 番地 7
さくら市駅前情報館	さくら市氏家 1857 番地 5

2 事業（第 3 条関係）

魅力発信施設は、次に掲げる事業を行うことを定める。

- (1) 市内企業の雇用情報の発信に関する事業
- (2) 市の移住・定住情報の発信に関する事業
- (3) 市の観光情報等の発信に関する事業
- (4) 市の特産品等の販売に関する事業
- (5) 前各号に規定する事業のほか、市長が必要と認める事業

3 職員（第 4 条関係）

市長は、魅力発信施設に職員を置くことを定める。

4 指定管理者による管理（第 5 条関係）

- (1) 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、魅力発信施設の管理を指定管理者に行わせることができることを定める。
- (2) 前項の規定による指定管理者の指定の手続については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 181 号）及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年さくら市規則第 158 号）の定めるところによることを定める。

5 指定管理者の業務（第 6 条関係）

- (1) 指定管理者が行う業務は、次のとおりとすることを定める。
- ア 第 3 条各号に規定する業務
 - イ 魅力発信施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - ウ 施設等の使用の許可及び制限に関する業務
 - エ 前 3 号に規定する業務のほか、市長が必要と認める業務
- (2) 第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条第 1 項、第 14 条及び第 15 条の規定は、前条第 1 項の規定による指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとすることを定める。

6 使用の許可（第 7 条関係）

- (1) 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないことを定める。
- (2) 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができることを定める。

7 使用の制限（第 8 条関係）

市長は、前条第 1 項に規定する使用の許可を求める者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の使用を許可しないことを定める。

- ア その使用が魅力発信施設の設置の目的に反する場合
- イ その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- ウ その使用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- エ 前 3 号に規定する場合のほか、施設等の管理上支障がある場合

8 使用権の譲渡等の制限（第 9 条関係）

第 7 条第 1 項に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならないことを定める。

9 特別の設備の制限（第 10 条関係）

使用者は、施設等を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可

を受けなければならないことを定める。

10 使用許可の取消し等（第 11 条関係）

(1) 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は施設等の管理上特に必要がある場合は、当該許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができることを定める。

ア この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

イ 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けた場合

ウ 次条に規定する使用料を納期限までに納付しない場合

エ 第 7 条第 2 項に規定する条件又は関係職員の指示に従わない場合

(2) 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わないことを定める。

11 使用料（第 12 条関係）

(1) 使用者は、別表に規定する使用料を納付しなければならないことを定める。

(2) 指定管理者は、前項に規定する使用料の額の範囲内で利用料金を定め、これを自己の収入とすることができることを定める。

12 利用料金の承認（第 13 条関係）

(1) 指定管理者は、利用料金を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないことを定める。

(2) 指定管理者は、前項に規定する承認を受けたときは、速やかに当該利用料金を公表しなければならない。この場合において、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 14 条及び第 15 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとすることを定める。

13 使用料の減免（第 14 条関係）

市長は、次に掲げる場合は、使用料を減額し、又は免除することができることを定める。

ア 国又は地方公共団体が使用する場合

イ 公共性又は公益性があると市長が認める団体が使用する場合

ウ 前 2 号に規定する場合のほか、市長が特に必要と認めた場合

14 使用料の不還付（第 15 条関係）

既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができることを定める。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消した場合
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができない場合

15 原状回復の義務（第 16 条関係）

- (1) 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。
- (2) 前項の規定は、第 11 条第 1 項に規定する使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。
- (3) 使用者が前 2 項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

16 損害賠償の義務（第 17 条関係）

使用者又は魅力発信施設の入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないことを定める。

17 委任（第 18 条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを定める。

18 施行期日（附則関係）

この条例は、規則で定める日から施行することを定める。

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。))並びに電磁的記録</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____であつて、当該実施機関の職員が組織</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</u></p> <p><u>イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。))並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))であつて、当該実施機関の職員が組織</u></p>

改 正 案	現 行
<p>的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ 略</p> <p>(収集の制限) 第6条 略 2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあつては、第1号)に該当するときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 3 略 (個人情報取扱事務の届出等) 第7条 略 (1)～(5) 略 (6) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u> (7) 略 (8) 略 2～5 略</p> <p>(個人情報の開示義務) 第15条 略 (1)・(2) 略 (3) 開示請求者(第13条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別する</p>	<p>的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ 略</p> <p>(収集の制限) 第6条 略 2 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあつては、第1号)に該当するときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 3 略 (個人情報取扱事務の届出等) 第7条 略 (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 2～5 略</p> <p>(個人情報の開示義務) 第15条 略 (1)・(2) 略 (3) 開示請求者 _____ _____以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) _____又は開示請求者以外の特定の個人を識別する</p>

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (平成 17 年さくら市条例第 10 号) (3/3)

改 正 案	現 行
<p>ことはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ・ウ 略</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>ことはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ・ウ 略</p> <p>(4)～(9) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第1条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の152.5を、12月においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の152.5を、12月においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月においては <u>100分の155</u> を、12月においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に、6月においては <u>100分の152.5</u> を、12月においては <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 44 号)

(1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第 2 条、第 4 条関係)			別表 (第 2 条、第 4 条関係)		
区分		報酬の額	略	略	略
略		略	略	略	略
さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会	略	略	国民健康保険運営協議会	略	略
略	略	略	略	略	略
略		略	略	略	略
スクールソーシャルワーカー		略	スクールソーシャルワーカー		略
臨床心理士		月額 232,500 円	略		略
略		略	略		略
常任少年指導員		月額 170,000 円	常任少年指導員		月額 125,000 円
社会教育指導員		月額 170,000 円	社会教育指導員		月額 125,000 円
略		略	略		略

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年さくら市条例第47号）（第1条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の152.5を、12月においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の152.5を、12月においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に、6 月においては <u>100 分の 155</u> を、12 月においては <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に、6 月においては <u>100 分の 152.5</u> を、12 月においては <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 11 項第 3 号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 85 (特定幹部職員にあっては、100 分の 105)、12 月に支給する場合には 100 分の 95 (特定幹部職員にあっては、100 分の 115)</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 40 (特定幹部職員にあっては、100 分の 50)、12 月に支給する場合には 100 分の 45 (特定幹部職員にあっては、100 分の 55)</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 附則第 11 項の規定が適用される間、第 17 条の 4 第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 11 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に、6 月に支給する場合には 100 分の 0.85 (特定幹部職員にあっては、100 分の 1.05)、12 月に支給する場合には 100 分の 0.95 (特定幹部職員にあっては、100 分の 1.15)</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 11 項第 3 号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に_____100 分の 85 (特定幹部職員にあっては、100 分の 105) _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____ 100 分の 40 (特定幹部職員にあっては、100 分の 50) _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 附則第 11 項の規定が適用される間、第 17 条の 4 第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 11 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に_____ 100 分の 0.85 (特定幹部職員にあっては、100 分の 1.05) _____</u></p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (2/5)

改 正 案	現 行
<p>を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合には、<u>勤</u> <u>勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 100 分の</u> <u>85 (特定幹部職員にあつては、100 分の 105)、12 月</u> <u>に支給するときは 100 分の 95 (特定幹部職員にあつ</u> <u>ては、100 分の 115) を乗じて得た額</u>) の総額に相当 する額を減じた額とする。</p>	<p>を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつて は、<u>勤勉手当減額基礎額に</u> 100 分の 85 (特定幹部職員にあつては、100 分の 105) _____ _____ を乗じて得た額) の総額に相当 する額を減じた額とする。</p>

改 正 案

現 行

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 ○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）
 (5/5)

改 正 案								現 行									
	<u>90</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>				<u>90</u>	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>		
	<u>91</u>	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>				<u>91</u>	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>		
	<u>92</u>	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>				<u>92</u>	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>		
	<u>93</u>	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>				<u>93</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>		
	<u>94</u>		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>						<u>94</u>		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>				
	<u>95</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>						<u>95</u>		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>				
	<u>96</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>						<u>96</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>				
	<u>97</u>		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>						<u>97</u>		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>				
	<u>98</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>						<u>98</u>		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>				
	<u>99</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>						<u>99</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>				
	<u>100</u>		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>						<u>100</u>		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>				
	<u>101</u>		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>						<u>101</u>		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>				
	<u>102</u>		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>						<u>102</u>		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>				
	<u>103</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>						<u>103</u>		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>				
	<u>104</u>		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>						<u>104</u>		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>				
	<u>105</u>		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>						<u>105</u>		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>				
	<u>106</u>		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>						<u>106</u>		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>				
	<u>107</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>						<u>107</u>		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>				
	<u>108</u>		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>						<u>108</u>		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>				
	<u>109</u>		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>						<u>109</u>		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>				
	<u>110</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>						<u>110</u>		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>				
	<u>111</u>		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>						<u>111</u>		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>				
	<u>112</u>		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>						<u>112</u>		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>				
	<u>113</u>		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>						<u>113</u>		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>				
	<u>114</u>		<u>300,600</u>							<u>114</u>		<u>300,200</u>					
	<u>115</u>		<u>300,900</u>							<u>115</u>		<u>300,500</u>					
	<u>116</u>		<u>301,300</u>							<u>116</u>		<u>300,900</u>					
	<u>117</u>		<u>301,500</u>							<u>117</u>		<u>301,100</u>					
	<u>118</u>		<u>301,700</u>							<u>118</u>		<u>301,300</u>					
	<u>119</u>		<u>302,000</u>							<u>119</u>		<u>301,600</u>					
	<u>120</u>		<u>302,300</u>							<u>120</u>		<u>301,900</u>					
	<u>121</u>		<u>302,700</u>							<u>121</u>		<u>302,300</u>					
	<u>122</u>		<u>302,900</u>							<u>122</u>		<u>302,500</u>					
	<u>123</u>		<u>303,200</u>							<u>123</u>		<u>302,800</u>					
	<u>124</u>		<u>303,500</u>							<u>124</u>		<u>303,100</u>					
	<u>125</u>		<u>303,800</u>							<u>125</u>		<u>303,400</u>					
再任用職員		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>	再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 まで_____においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日 (次条及び第 17 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員 (第 18 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。) についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5 _____、12 月に支給する場合には _____ 100 分の 137.5 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項 _____ において「特定幹部職員」という。) にあつては、6 月に支給する場合には _____ 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には _____ 100 分の 117.5 を乗じて得た額) に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在 _____) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 17 条の 3 まで及び附則第 11 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日 (次条及び第 17 条の 3 _____ においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員 (第 18 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。) についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には _____ 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には _____ 100 分の 137.5 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 及び附則第 16 項において「特定幹部職員」という。) にあつては、6 月に支給する場合には _____ 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には _____ 100 分の 117.5 を乗じて得た額) に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在、<u>附則第 11 項第 2 号において同じ。</u>) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以</p>

改 正 案	現 行
<p>下この条_____においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価(地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する人事評価をいう。)の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 90</u> _____ (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 110</u> _____) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 42.5</u> _____ (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 52.5</u> _____) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p>	<p>下この条及び附則第 11 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価(地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する人事評価をいう。)の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 11 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 85</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 105</u>)、<u>12 月に支給する場合には 100 分の 95</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 40</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 50</u>)、<u>12 月に支給する場合には 100 分の 45</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p>

改 正 案	現 行
<p>1～10 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>1～10 略</p> <p>11 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が 6 級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 99 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第 13 項、第 14 項及び第 16 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第 13 項及び第 14 項において「給料月額減額基礎額」という。））</p> <p>(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第 17 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該特定職員が受けるべき給料月額に、当該特定職員が受けるべき給料月額に同項に規定する 100 分の 15 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合）にあっては、それぞれ</p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 2 条関係) (4/6)

改 正 案	現 行
	<p>その基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額 (同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 15 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)</p> <p>(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額 (第 17 条の 4 第 4 項において準用する第 17 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該特定職員が受けるべき給料月額に、当該特定職員が受けるべき給料月額に同項に規定する 100 分の 15 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 17 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額 (同条第 4 項において準用する第 17 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 15 を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 17 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額)</p> <p>(4) 第 18 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与当該特定職員に適用され</p>

改 正 案	現 行
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>る次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第18条第1項 前各号に定める額</p> <p>イ 第18条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ウ 第18条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>エ 第18条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>オ 第18条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額 (同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)</p> <p>12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とする。</p> <p>14 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する</p>

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 2 条関係) (6/6)

改 正 案	現 行
	市規則で定める時間を減じたもので除して得た額に
	100 分の 1 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合
	にあつては、給料月額減額基礎額に 12 を乗じ、その
	額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから
	同項に規定する市規則で定める時間を減じたもので
	除して得た額) に相当する額を減じた額とする。
	15 附則第 11 項の規定により給与が減ぜられて支給さ
	れる職員に対する第 16 条第 3 項の規定の適用につい
	ては、同項中「前項」とあるのは、「附則第 14 項」
	とする。
	16 附則第 11 項の規定が適用される間、第 17 条の 4
	第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、
	同号の規定により算出した額から、同号に掲げ
	る職員で附則第 11 項の規定により給与が減ぜられ
	て支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に
	支給する場合には 100 分の 0.85 (特定幹部職員に
	あつては、100 分の 1.05)、12 月に支給する場合には
	100 分の 0.95 (特定幹部職員にあつては、100 分
	の 1.15) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合
	には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するとき
	は 100 分の 85 (特定幹部職員にあつては、100 分の
	105)、12 月に支給するときは 100 分の 95 (特定幹部
	職員にあつては、100 分の 115) を乗じて得た額) の
	総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54 万円を超える場合においては、基礎課税額は、54 万円とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 54 万円を超える場合においては、基礎課税額は、54 万円とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</u></p> <p>第 4 条 <u>第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 15 を乗じて算定する。</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>第 5 条の 2 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯</p>

改 正 案	現 行
<p>に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第 7 条の 2</u> 及び第 21 条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、<u>第 7 条の 2</u> 及び第 21 条において同じ。)以外の世帯 23,500 円</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第 7 条の 3</u> 及び第 21 条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、<u>第 7 条の 3</u> 及び第 21 条において同じ。)以外の世帯 23,500 円</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>第 7 条 第 2 条第 3 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 6 を乗じて算定する。</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第 7 条</u> 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p><u>第 7 条の 2</u> 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p><u>第 7 条の 2</u> 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p><u>第 7 条の 3</u> 略</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>第 9 条 第 2 条第 4 項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 4 を乗じて算定する。</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第 9 条</u> 略</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第 9 条の 2</u> 略</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第 9 条の 2</u> 略</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第 9 条の 3</u> 略</p>

改 正 案	現 行
<p align="center"><u>さくら市公共施設等整備基金条例</u></p> <p>(設置) 第 1 条 <u>公共施設等</u> の整備に要する経費の財源に充てるため、<u>さくら市公共施設等整備基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分) 第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。 (1) <u>公共施設等</u> の整備に要する経費の財源に充てる時。 (2) 略</p>	<p align="center"><u>さくら市有施設整備基金条例</u></p> <p>(設置) 第 1 条 <u>庁舎等の市有施設</u> の整備に要する経費の財源に充てるため、<u>さくら市有施設整備基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分) 第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。 (1) <u>市有施設</u> の整備に要する経費の財源に充てる時。 (2) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。</p> <p>(1) <u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に規定する国民健康保険事業費納付金</u> の納付に要する費用の財源が不足する場合において、<u>当該不足額をうめるための財源及び保健事業に要する費用の財源に充てるとき。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</p>	<p>(処分)</p> <p>第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。</p> <p>(1) <u>保険給付又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する拠出金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、</u> <u>当該不足額をうめるための財源及び保健施設に要する費用の財源に充てるとき。</u></p> <p>(2) <u>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する介護給付費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。</u></p> <p>(3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</p>

改 正 案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第 55 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第 55 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第 55 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項 _____ に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項 _____ に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号 _____ _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号 _____ _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号 _____ _____ に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していたもの</p>
<p>附 則</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>附 則</p> <p>(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>第 3 条 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者(法第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法に</p>

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さくら市条例第3号）（2/2）

改正案	現行
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>よって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>第1期</u> 10月1日から同月31日まで(2) <u>第2期</u> 11月1日から同月30日まで(3) <u>第3期</u> 12月1日から同月25日まで(4) <u>第4期</u> 1月1日から同月31日まで(5) <u>第5期</u> 2月1日から同月28日まで <p>2 <u>平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>さくら市が行う国民健康保険の事務</u> (第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(第 2 条・第 3 条)</p> <p>第 3 章～附則 略</p> <p>第 1 章 <u>さくら市が行う国民健康保険の事務</u> (<u>さくら市が行う国民健康保険の事務</u>)</p> <p>第 1 条 さくら市(以下「本市」という。)が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 章 <u>さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (<u>さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第 2 条 <u>さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>さくら市が行う国民健康保険</u>(第 1 条)</p> <p>第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第 2 条・第 3 条)</p> <p>第 3 章～附則 略</p> <p>第 1 章 <u>さくら市が行う国民健康保険</u> (<u>さくら市が行う国民健康保険_____</u>)</p> <p>第 1 条 さくら市(以下「本市」という。)が行う国民健康保険_____については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u> <u>(国民健康保険運営協議会_____の委員の定数)</u></p> <p>第 2 条 <u>国民健康保険運営協議会</u> <u>_____</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p>

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市介護保険条例 (平成 17 年さくら市条例第 122 号)

(1/2)

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>31,600 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>47,400 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>47,400 円</u></p> <p>(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>56,900 円</u></p> <p>(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>63,300 円</u></p> <p>(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>75,900 円</u></p> <p>(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>82,200 円</u></p> <p>(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>94,900 円</u></p> <p>(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>107,600 円</u></p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>28,500 円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第 6 条 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、<u>第 1 号被保険者の資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2~4 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認め<u>る</u>ものに対し、保険料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>27,700 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>41,600 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>41,600 円</u></p> <p>(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>49,900 円</u></p> <p>(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>55,500 円</u></p> <p>(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>66,600 円</u></p> <p>(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>72,100 円</u></p> <p>(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>83,200 円</u></p> <p>(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>94,300 円</u></p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,000 円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第 6 条 保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した場合における当該第 1 号被保険者に係る保険料の額の算定は、<u>第 1 号被保険者資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2~4 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認め<u>られる</u>ものに対し、保険料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)~(4) 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、保険料を減額し、又は免除する必要があると認める事由があること。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第 15 条 市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、<u>法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定による提出の求めに応じない者を</u> 10 万円以下の過料に処する。</p> <p>第 16 条 市は、被保険者、<u>被保険者</u> の配偶者若しくは被保険者 _____ の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。</p>	<p>2・3 略</p> <p>第 15 条 市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段_____、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料に処する。</p> <p>第 16 条 市は、被保険者、<u>第 1 号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第 1 号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市
条例第22号) (1/26)

改 正 案	現 行
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 略 (1)～(4) 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)第3条の4第2項の厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者</u>をもって充てることができる。 3・4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず _____、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(11) 略 (12) <u>介護医療院</u> 6 略 7 _____ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 略 (1)～(4) 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)第3条の4第2項の厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に<u>3年以上</u> _____ 従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3・4 略 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間</u>において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(11) 略 6 略 7 <u>午後6時から午前8時までの間は</u>、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (2/26)

改 正 案	現 行
<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1 項の規定にかかわらず _____、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号イの規定に相当する法第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく栃木県の条例(以下「県基準条例」という。)の規定に規定する人員に関する基準を満たすとき(指定居宅サービス等基準第 60 条第 5 項の規定に相当する県基準条例の規定により同条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号の規定に相当する県基準条例の規定に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第 191 条第 14 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、 _____ 随時対応サービスについては</p>	<p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1 項の規定にかかわらず、<u>午後 6 時から午前 8 時まで</u>の間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 略</p> <p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号イの規定に相当する法第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく栃木県の条例(以下「県基準条例」という。)の規定に規定する人員に関する基準を満たすとき(指定居宅サービス等基準第 60 条第 5 項の規定に相当する県基準条例の規定により同条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号の規定に相当する県基準条例の規定に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第 191 条第 10 項の規定により同条第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市
条例第22号) (3/26)

改 正 案	現 行
<p>、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、<u>正当な理由がある場合を除き</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>	<p>、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には_____、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (4/26)

改 正 案	現 行
<p>第 47 条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他省令第 6 条第 2 項の厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの)であっては、3 年以上</u>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 59 条の 9 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第 59 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を <u>18 人以下とする。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 59 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規定の概要、療養通所介護従業者の</p>	<p>第 47 条 略</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他省令第 6 条第 2 項の厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>3 年以上</u></p> <p>_____ サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 59 条の 9 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第 5 条の 2 _____ に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第 59 条の 25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を <u>9 人以下とする。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 59 条の 27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 59 条の 34 に規定する運営規程 _____ の概要、療養通所介護従業者の</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (5/26)

改 正 案	現 行
<p>勤務の体制、第 59 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 59 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第 59 条の 38 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 59 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 59 条の 8 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、第 59 条の 13 第 3 項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、第 59 条の 17 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護について知見を有する者</u>」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「<u>当たっては</u>」とあるのは「<u>当たっては、利用者の状態に応じて</u>」と、第 59 条の 18 第 4 項中「<u>第 59 条の 5 第 4 項</u>」とあるのは「<u>第 59 条の 26 第 4 項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 61 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、</p>	<p>勤務の体制、第 59 条の 32 第 1 項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第 59 条の 35 第 1 項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(準用)</p> <p>第 59 条の 38 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 59 条の 7(第 3 項第 2 号を除く。)、第 59 条の 8 及び第 59 条の 13 から第 59 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」 _____とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」 _____とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、第 59 条の 13 第 3 項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、第 59 条の 17 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>療養通所介護について知見を有する者</u>」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「<u>当たっては</u>」とあるのは「<u>当たっては、利用者の状態に応じて</u>」と、第 59 条の 18 第 4 項中「<u>第 59 条の 5 第 4 項</u>」とあるのは「<u>第 59 条の 26 第 4 項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第 61 条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (6/26)

改 正 案	現 行
<p>介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第 65 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする。</p>	<p>介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第 65 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____</p> <p>_____においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下_____</p> <p>_____とする。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分)は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (7/26)

改 正 案	現 行
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 82 条第 7 項及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 82 条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第 82 条第 7 項 _____ において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第 82 条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (8/26)

改 正 案	現 行
<p>護予防サービス基準条例第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第 7 項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する<u>本体事業所並びに</u>当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第 191 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第 5 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>	<p>護予防サービス基準条例第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 43 条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第 7 項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する<u>本体事業所及び</u> 当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所_____の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第 5 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (9/26)

改 正 案	現 行												
<p>2～5</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和 23 年法第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) <u>又は介護医療院</u> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 介護職員 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>7 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認</p>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和 23 年法第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) <u>又は介護医療院</u>	介護職員	略	略	略	<p>2～5</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和 23 年法第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> 介護職員 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>7 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下 <u> </u> 「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認</p>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和 23 年法第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員	略	略	略
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和 23 年法第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) <u>又は介護医療院</u>	介護職員											
略	略	略											
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のい	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和 23 年法第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	介護職員											
略	略	略											

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (10/26)

改 正 案	現 行
<p>められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 略</p> <p>(管理者) 第 83 条 略 2 略 3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第 192 条第 2 項において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 111 条第 2 項、第 112 条及び第 193 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第 64 条第 3 項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令第 65 条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等) 第 103 条 略</p>	<p>められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 略</p> <p>(管理者) 第 83 条 略 2 略 3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第 192 条第 2 項において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 111 条第 2 項、第 112 条及び第 193 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第 64 条第 3 項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者) 第 84 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令第 65 条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等) 第 103 条 略</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (11/26)

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 111 条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第 91 条第 2 項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、省令第 92 条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第 117 条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 111 条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第 91 条第 2 項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、省令第 92 条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第 117 条 略</p> <p>2～6 略</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (12/26)

改 正 案	現 行
<p><u>束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p>8 略</p>	<p>7 略</p>
<p>(協力医療機関等)</p>	<p>(協力医療機関等)</p>
<p>第 125 条 略</p>	<p>第 125 条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</u></p>	<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第 130 条 略</p>	<p>第 130 条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)</u>との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営さ</p>	<p>4 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち 1 人以上及び介護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営さ</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (13/26)

改 正 案	現 行
<p>れる指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)に あつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士作 <u>業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>介護医療院 介護支援専門員</u></p> <p>8～10 略</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方 針)</p> <p>第 138 条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、そ の結果について、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等 の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>第 151 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事 する者でなければならない。ただし、指定地域密着 型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設(第 178 条に規定するユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項に</p>	<p>れる指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)に あつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 略</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若 <u>しくは作業療法士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>8～10 略</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方 針)</p> <p>第 138 条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>第 151 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事 する者でなければならない。ただし、指定地域密着 型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設(第 178 条に規定するユニット型指定 地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項に</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (14/26)

改 正 案	現 行
<p>において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)に <u>ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)</u>第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第 47 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)<u>又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>の介護職員及び看護職員(第 187 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、次条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。)、介護老人保健施設、<u>介護医療院又は病院若しくは診療所</u>であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 略</p>	<p>において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)及び<u>ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)</u>第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合</p> <p>又は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>を併設する場合</p> <p>の介護職員及び看護職員(第 187 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、次条第 1 項第 6 号並びに第 180 条第 1 項第 3 号において同じ。)、介護老人保健施設 <u>又は病院若しくは診療所</u>であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 略</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (15/26)

改 正 案	現 行
<p>(1) 略</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p>9～17 略</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 153 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 157 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2～5</p> <p><u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士 又は介護支援専門員</p> <p>(3) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 153 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 157 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2～5</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (16/26)

改 正 案	現 行
<p><u>7</u></p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現 に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生 じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 151 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他 の緊急時等における対応方法を定めておかなければ ならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第 168 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の取扱方針)</p> <p>第 182 条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身 体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、そ の結果について、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す ること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等 の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>9 略</u></p>	<p><u>6</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第 168 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の取扱方針)</p> <p>第 182 条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 略</u></p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (17/26)

改 正 案	現 行
<p>(運営規程)</p> <p>第 186 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 186 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第 82 条第 7 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第 6 項において「サテ</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所 _____ である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 _____</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (18/26)

改 正 案	現 行
<p><u>ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>という。)の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 82 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 2 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第 6 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第 82 条第 7 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本来事業所に係る同項</p>	<p>の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を 2 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第 6 項において同じ。)に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (19/26)

改 正 案	現 行
<p><u>に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第 1 項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p>7 略 (1)～(4) 略 (5) 介護医療院</p> <p>8 <u>第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2 人以上とすることができ</u></p>	<p>_____の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第 1 項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 略 (1)～(4) 略</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (20/26)

改 正 案	現 行
<p>る。</p> <p>9 <u>第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p>10 <u>第 4 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で 1 以上とする。</u></p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 <u>第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を終了している者(第 199 条において「研修修了者」という。)を置くことができる。</u></p> <p>14 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第 192 条 略</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、</u></p>	<p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第 192 条 略</p> <p>2 <u>前項</u>の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (21/26)

改 正 案	現 行				
<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第 172 条第 2 項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令第 173 条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を 29 人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人)以下とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては<u>登録定員</u> に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人</u>)まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分</p>	略	略	<p>指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第 172 条第 2 項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第 193 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令第 173 条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第 194 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を 29 人_____以下とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>登録定員</u> に応じて、次の表に定める利用定員_____)まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分</p>	略	略
略	略				
略	略				

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (22/26)

改 正 案	現 行
<p>の 1 から 9 人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人)まで (設備及び備品等)</p> <p>第 195 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第 199 条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第 191 条第 13 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第 9 項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10 略</p> <p>(準用)</p> <p>第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能</p>	<p>の 1 から 9 人 _____ まで (設備及び備品等)</p> <p>第 195 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第 199 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員 _____ _____ _____に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第 9 項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10 略</p> <p>(準用)</p> <p>第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 13、第 59 条の 16、第 59 条の 17、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市
条例第22号) (23/26)

改 正 案	現 行
<p>能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少さ</p>	<p>能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と_____、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少さ</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (24/26)

改 正 案	現 行
<p>せるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 152 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は 1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は 40 平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 152 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介</p>	<p>せるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 152 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、食堂は 1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は 40 平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第 152 条第 1 項第 7 号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (25/26)

改 正 案	現 行
<p>護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 152 条第 1 項第 8 号及び第 180 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p> <p>6 <u>第 130 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)</u>を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>7 <u>第 132 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設</u></p>	<p>護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 152 条第 1 項第 8 号及び第 180 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p>

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年さくら市
条例第 22 号) (26/26)

改 正 案	現 行
<p><u>設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u></p>	

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年さくら市条例第23号)

(1/6)

改 正 案	現 行
<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 (従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2～7 略 (利用定員等)</p>	<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2 _____に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 (従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設 _____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2～7 略 (利用定員等)</p>

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
(2/6)

改 正 案	現 行
<p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市条例第22号)第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 _____ _____ _____ _____ _____において施設ごとに1日当たり3人以下 _____とする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）

(3/6)

改 正 案			現 行		
当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対応型共同生活介 護事業所、指定地域密着型特 定施設、指定地域密着型介護 老人福祉施設、 <u>指定介護療養 型医療施設</u> （医療法(昭和23 年法律第205号)第7条第2項 第4号に規定する療養病床を 有する診療所であるものに限 る。) <u>又は介護医療院</u>	介護 職員	当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対応型共同生活介 護事業所、指定地域密着型特 定施設、指定地域密着型介護 老人福祉施設 <u>又は指定介護療 養型医療施設</u> (医療法(昭和23 年法律第205号)第7条第2項 第4号に規定する療養病床を 有する診療所であるものに限 る。)	介護 職員
略	略	略	略	略	略
7～13 略 (管理者)			7～13 略 (管理者)		
第45条 略			第45条 略		
2 略			2 略		
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規 定する老人デイサービスセンターをいう。以下同 じ。)、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規 定する指定複合型サービス事業所をいう。次条にお いて同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又 は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。 次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)と して3年以上認知症である者の介護に従事した経験 を有する者であって、省令第45条第3項の厚生労働 大臣が定める研修を修了しているものでなければなら ない。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)	3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規 定する老人デイサービスセンターをいう。以下同 じ。)、介護老人保健施設_____、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規 定する指定複合型サービス事業所をいう。次条にお いて同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又 は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。 次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)と して3年以上認知症である者の介護に従事した経験 を有する者であって、省令第45条第3項の厚生労働 大臣が定める研修を修了しているものでなければなら ない。 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者)				
第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ			第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービ		

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
(4/6)

改 正 案	現 行
<p>センター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令第46条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第71条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業</p>	<p>センター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令第46条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第71条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業</p>

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年さくら市条例第23号)

(5/6)

改 正 案	現 行
<p>者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、省令第72条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体</p>	<p>者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、省令第72条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体</p>

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）

(6/6)

改 正 案	現 行
<p>制を整えなければならない。</p>	<p>制を整えなければならない。</p>

さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 27 年さくら市条例第 1 号) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる</u>こと等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設</p> <hr/> <p>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである</p> <hr/> <p>こと等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p>

さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成 27 年さくら市条例第 1 号) (2/2)

改 正 案	現 行
<p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、<u>介護予防サービス計画</u>の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p><u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第 22 号において「主治の医師等」という。)の意見を求めること。</p> <p><u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(22)～(28) 略</p>	<p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために<u>介護予防サービス計画</u>の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下 _____ 「主治の医師等」という。)の意見を求めること。</p> <p>(22)～(28) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第 2 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50</u> <u>とする。</u></p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第 2 条の 2 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(入居の承継)</p> <p>第 14 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第 12 条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、市長の指定する日から当該市営住宅の入居者になるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第 15 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 30 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告のない場合(次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)において、第 37 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 16 条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、省令第 7 条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定による収入の申告に基づき(同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第 9 条に規定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第 14 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第 11 条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、市長の指定する日から当該市営住宅の入居者になるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第 15 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 30 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告のない場合 _____ _____</p> <p>において、第 37 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第 16 条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。 _____ _____ _____ _____</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、省令第 8 条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の規定による収入の申告に基づき _____ _____ _____ _____、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p>

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市営住宅管理条例 (平成 17 年さくら市条例第 160 号)

(2/2)

改 正 案	現 行
<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項 (第 16 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項) に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項 _____ に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第 40 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第 41 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第 40 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第 41 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 15 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(家賃)</p> <p>第 54 条 略</p> <p>2 前項の入居者の収入については、第 16 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項ただし書中「第 37 条第 1 項」とあるのは、「第 55 条において準用する第 37 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(家賃)</p> <p>第 54 条 略</p> <p>2 前項の入居者の収入については、第 16 条の規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 1 項」と _____ 読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>

平成 30 年 2 月

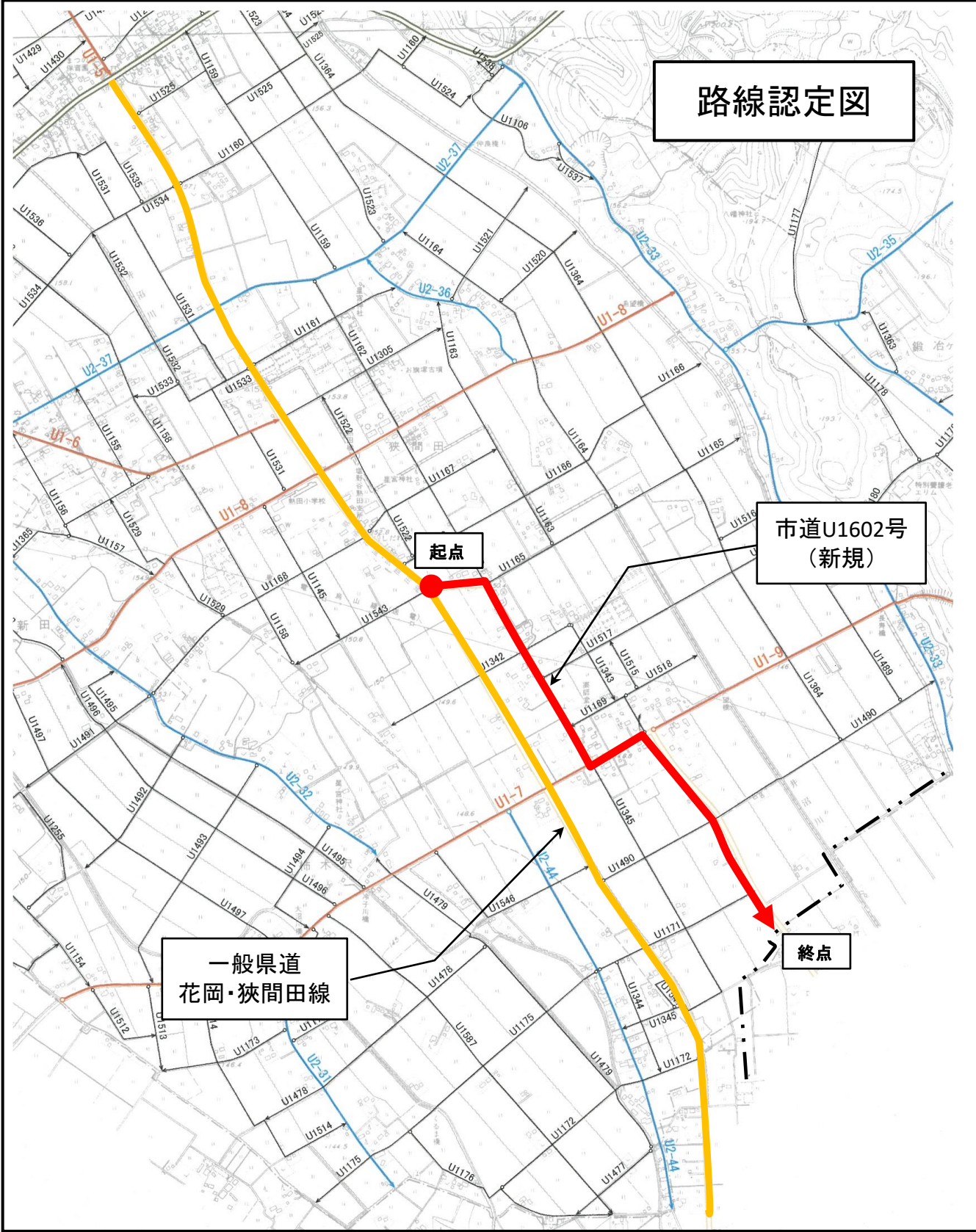
さくら市市道認定調書


さくら市

平成29年度 市道路線認定

整理番号	路線名	起 点	終 点	主要な経過地
1	市道U1602号	さくら市狹間田	さくら市狹間田	

参考図



凡	例
	新規路線